

様式第 2 5 号

県（都府）農業共済組合連合会
会長理事

殿

平成 年 産 畑作物共済損害通知書（第 回速報）
（蚕 繭）

（ 月 日現在）

第 号
日
合

平成 年 月
農業共済組
組合長理事

市長村長

印

畑作物区分（共済目的の種類等）		共済責任期間による種別			小蚕期区分	保険割合	
被害程度別	7割以上	7割未満 5割以上	5割未満 2割超過	掃立不能	計	2割以下	合 計
被 害 桑 園 面 積	a	a	a		a	a	a
被 害 箱 数	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱
基 準 収 繭 量	kg	kg	kg	kg	① kg	kg	kg
減 収 量	kg	kg	kg	kg	② kg	平均単位当たり共済金額③ 円	
共 済 減 収 量 ④＝②－（①×0.2） kg		共済金支払見込額 ③×④ 千円		被害戸数		小蚕期区分 （又は指定なし）	共済目的 の種類等
		保険金支払見込額 千円			2割超過	戸	実 戸
					2割以下		
					合 計		
災 害 の 種 類		蚕 児			桑 葉		
発 生 月 日							
終 了 月 日							
被 害 地 区 名							
災 害 の 状 況							

- (A 4判 横)
- (注意) 1 組合等は、被害発生之都度、組合員等からの「損害通知書」(様式例第 2 6 号の 1、2 及び 3) 及び組合等の概況調査の結果を取りまとめて報告すること。
- 2 小蚕期別共済を実施している組合等にあつては、小蚕期区分ごとに作成して報告すること。ただし、被害戸数の「共済目的の種類等」欄にはその共済目的の種類等に係る実戸数を記入すること。
- 3 組合等の一部地域が小蚕期別共済を実施している組合等にあつては、小蚕期別共済を実施していない地域につき別に作成すること(「小蚕期区分」欄には「指定なし」と記入する。)。この場合、被害戸数は、「小蚕期区分(又は指定なし)」及び「共済目的の種類等」欄の両欄に記入すること。
- 4 被害程度別の「被害桑園面積」、「被害箱数」、「基準収繭量」及び「減収量」は、既に「損害通知書」で報告済みの被害も含めて回復状況又は進行状況をも勘案して、現時点において集計し、記入すること。記入数値は「含買桑」によるものとし、小数点以下第 1 位を四捨五入して整理すること。被害箱数は組合員等ごとの共済箱数を集計して記入すること。被害桑園面積は、組合員等ごと 1 筆ごとの被害程度別桑園面積を集計して記入すること。
- 5 「減収量」欄は、基準収繭量に、被害程度別に次の中央値を乗じて算出すること。7割以上は 8 5 %、7割未満 5割以上は 6 0 %、5割未満 2割超過は 3 5 %、掃立不能は 6 0 %。
- 6 「災害の種類」欄には、軟化病、膿病、凍霜害等と具体的に記入すること。
- 7 「被害地区名」欄には、旧市町村名又は大字名等を具体的に記入すること。
- 8 「災害の状況」欄には、災害の発生経過、災害によって生じた蚕児の被害状況、桑葉の損傷状況、損害防止の概況その他必要事項を記入すること。

平成 年産 畑作物共済組合員等損害通知書・損害評価野帳（桑葉被害用）

〔 蚕 繭 （ 蚕 期 ） 〕

（お願い） 1 桑園に被害を受けたときは、※印欄に必要な事項を記入して共済連絡員を通じて農業共済組合（市町村役場）に提出して下さい。

2 10アール当たり平年収桑量の欄には、該当する収穫方法（条桑、全芽等）を左肩に記入して下さい。

組合員等番号		地区名		組合員等氏名	
災害の種類	災害発生日	蚕児の令期	災害の発生直前に必要とした買桑量	申告月日	
※	※ 月 日	※	※ kg	※ 月 日	

現地評価

被 害 桑 園			損害評価〔評価月日 月 日 評価者印 〕						
(ここは、組合又は役場が記入しますから、記入しないでください。)									
地名地番	桑園面積 ①	10アール 当 たり 平年収桑 量	10アール当たり基準収桑 量（被害発生直前）		基 準 収 桑 量 ④＝①× 〔②又は③〕	被害割合		減収桑量 ⑦＝④× 〔⑤又は⑥〕	収桑見込量 ⑧＝④－⑦
			評価者 ②	修正後 ③		評価者 ⑤	修正後 ⑥		
	a	※ kg	kg	kg	kg	%	%	kg	
無被害桑園									
合 計					Σ ④	Σ ⑦ / Σ ④		Σ ⑦	⑧＝Σ ④－Σ ⑦ kg
連 合 会 修 正					a	b		c = a × b	d = a - c

- （注意） 1 小蚕期別共済を実施している組合等にあつては、小蚕期区分ごとに作成すること。
- 2 組合等は、現地評価に先だつて、損害通知のあつた桑園について、加入申込書と照合し、無被害桑園について圃場別内訳を記入すること。
- 3 「10アール当たり基準収桑量」は、当該被害がないとすれば収穫期に収穫が見込まれる数量とする（10アール当たり基準収桑量から被害発生直前までの収桑量を差し引いたもの）。
- 4 「10アール当たり基準収桑量」及び「被害割合」の「修正後」欄は、組合等が抜取調査を行った場合で、評価者のそれを修正するときに記入する。
- 5 「連合会修正」欄は、a にあつては基準収桑量に係る修正率を④の合計値に乗じて得た数量を、また、b にあつては被害割合に係る修正率を被害割合の平均値（Σ ⑦ / Σ ④）に乗じて得た数量を、それぞれ記入するものとする。

様式例第26号の2

平成 年産 畑作物共済組合員等損害通知書・損害評価野帳（蚕児被害、収穫期用）
〔 蚕繭（ 蚕期）〕

（お願い） 蚕児や桑園に被害が発生し、基準収穫量の8割に満たない収穫量になると判断されるときは、※印欄に必要な事項を記入して共済連絡員を通じて農業共済組合（市町村役場）に提出してください。

組合員等番号		地区名		組合員等氏名			
飼育場所	掃立月日	収穫（予定）月日	災害の種類	災害発生日	蚕児の令期	買桑の有無	出荷先機関名
※	月 日	※ 月 日	※	※ 月 日	※ 令 日	※ 有 無	※
						申告月日	※ 月 日

1 蚕児被害用

災害の種類	調査時の令期	被害割合	被害状況			飼育中の管理 良 中 否	分割減収量 ⑫ kg	分割事由
			り病割合	棄蚕割合	その他			
	令 日	%	%	%	%			
						評価月日	評価者印	

2 収穫期用

(1) 出荷数量等調査

繭売買業者提示数量 ⑬ kg	組合員等聴取り ⑭ kg	見込収穫量 ⑮ kg	収穫期における共済事故の確認	
			共済事故名	被害割合 %

(2) 全戸調査（実測又は検見：該当方法に○を付す。）

族 種	規格	総族数 ⑯	標 本 族 数 ⑰	標 本 族 の				見込収穫量 ⑳ = ㉓ × ㉔ 修正後	評価 月 日	評価 者 印
				繭粒数		単繭重 (g)				
				合計	平均	合計	平均			
A 回転族								kg	kg	kg
B										
C										
D										
計										

平均族当たり収穫量（繭粒数）の算出基礎

A	B	C	D
---	---	---	---

(3) 分割減収量の調査

分割減収量 ⑱ kg	上族中の管理 良 中 否	分 割 理 由	備 考
------------	-----------------	---------	-----

3 損害評価結果の取りまとめ

(1) 引受内容

共 済 箱 数 ⑲ 箱	
基準収穫量 ⑳ kg	
基準収穫量の20/100 ㉑ = ㉒ × 0.2 kg	

(3) 支払共済金等

共済金支払 見込額	組合等 当初評価高 ㉓ × ㉔	連 合 会 当初評価高 ㉕ × ㉖
	円	円
単位当たり共済金額 ㉗ 円		支払共済金 ㉗ × ㉘ 円
被害割合 = 減収量 [㉙又は㉚] ÷ 基準収穫量㉑		%

(2) 収穫期の損害評価結果

調査方法の別	出荷数量等調査		全戸調査
	収穫量 (kg)	減収量 (kg)	共済減収量 (kg)
出荷数量等調査 又は全戸調査	㉓ 又は ㉔		(㉓ - ㉔) 又は ㉔ - ㉕
組合等当初評価高	㉖		(㉓ - ㉖) - ㉕
連 合 会 当 初 評 価	分割評価 による修正	㉗ = ㉖ + ㉘	㉙ = (㉓ - ㉗) - ㉕
	連合会修正率 による修正	㉘	(㉓ - ㉘) - ㉕
	出荷数量等 による修正	㉙	(㉓ - ㉙) - ㉕
最 終 決 定	分割評価 による修正	㉚ = [㉙ 又は ㉙ の外方] + ㉗	㉚ = (㉓ - ㉚) - ㉕
	最終認定 による決定	㉛	(㉓ - ㉛) - ㉕
総分割減収量 ㉜ = ㉚ + ㉛		㉜	㉜ = (㉓ - ㉜) - ㉕

- (注意) 1 「修正後」欄は、現地調査要領の規定に基づき、繭乾燥歩留り率による修正を行ったときに記入する。
2 連合会当初評価高の「収穫量㉓」欄は、組合等が全戸調査（実測又は検見）を行い、連合会が抜取調査（実測又は検見）を行った場合で、連合会が別に組合等に対し出荷数量等調査を行わせたときのみ記入すること。
3 「収穫皆無」欄には収穫皆無の場合、「調査方法の別」欄には該当するものに、○印等を付すこと。
4 「減収量」は「基準収穫量」から「収穫量」を差し引いて求めること。
5 共済事故以外の理由により全量棄蚕した場合は収穫皆無として整理し、当該数量を分割する。
6 「収穫量」、「減収量」の記入単位はキログラムとし、1キログラム未満の端数を生じた場合は小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入する。「共済減収量」の記入単位はキログラムとし、小数点以下第1位を四捨五入して整数とすること。

様式例第26号の3

平成 年産 畑作物共済組合員等損害通知書・損害評価野帳（桑葉被害、蚕児被害、
収穫期用）〔 蚕繭（ 蚕期）〕

（お願い） 蚕児や桑園に被害が発生し、基準収穫量の8割に満たない収穫量になると判断されるときは、※印欄に必要な事項を記入して共済連絡員を通じて農業共済組合（市町村役場）に提出してください。

組合員等番号		地区名		組合員等氏名			
掃立月日	収穫（予定）月日	災害の種類	災害発生日	蚕児の令期	買桑の有無	出荷先機関名	申告月日
※ 月 日	※ 月 日	※	※ 月 日	※ 令 日	※ 有 無	※	※ 月 日

1 実掃立共済箱数等の調査

被害発生直前に 必要とした買桑量 ⑨=⑦-Σ④ kg	実 掃 立 共 済 箱 数 ⑩ 箱	飼育継続箱数 ⑪ 箱	箱当たり基準給桑量	
			掃立から上簇まで ⑫ kg	被害発生時の令期 から上簇まで ⑬ kg

2 桑葉被害の損害評価結果

共 済 箱 数	⑭	箱
基準収穫量	⑮	kg
基準収穫量の20/100	⑯=⑮×0.2	kg
被害発生前の必要桑量	⑰=⑭×⑬	kg
収桑見込量（総量）	⑱=⑧+⑨	kg
掃立可能箱数又は飼	⑲=⑱÷⑬	箱
育継続可能箱数〔端数切捨て〕	⑳	箱
掃立減少割合 ㉑=(⑭-⑲)又は⑳÷⑭		%
分割箱数 ㉒=〔 ⑲又は⑭ の少ない方 〕 - 〔 ⑩又 は⑪ 〕		箱
分割減収量 ㉓ = ㉒ × ⑮/⑭		kg

3 買桑量の評価結果

買桑関係	飼育必要桑量 ㉔ = ⑬×⑩又は⑪		kg		
	必要買桑量 ㉕ = ㉔ - ⑯		kg		
	実買桑量 ㉖		kg		
	分割買桑量 ㉗		kg		
買桑量繭換算		買桑量 ㉘	左の箱 換算数量 ㉙=㉘÷⑫	実箱当たり 収 繭 量 ㉚	買桑量繭 換算数量 ㉛=㉚×㉙
	組合等当初評価高	〔㉕又は㉖ の少ない方〕-㉗ kg	箱 .	㉚÷⑩又は⑪ kg	A kg
	連合会当初評価高	kg .	箱 .	〔 ㉕又は㉖の多い 方〕÷〔 ⑩又は ⑪〕 kg	B kg
	最終決定	kg .	箱 .	㉙ ÷ 〔⑩又は ⑪〕	C kg

4 収穫期の損害評価結果

掃立不能・収穫皆無の別		掃立不能	収穫皆無	
調査方法の別		出荷数量等調査	全戸調査	
		収穫量(kg)	減収量(kg)	共済減収量(kg)
出荷数量等 調査又は 全戸調査	除買桑	③⑤又は④① .	.	(⑮- ③⑤ 又は ④①) -⑮
	除買桑	④②	.	(⑮- ④②)-⑮
組合等当初 評価高	含買桑	④③=④②-A	.	(⑮- ④③)-⑮
	分割評価による 修正	④④=④③+⑤⑦ .	.	④⑤ = (⑮-④④) - ⑮
	連合会 当初 評価高	除買桑	連合会修正率 による修正 ④⑥ .	.
連合会 当初 評価高	除買桑	出荷数量等 による修正 ③⑥ .	.	(⑮- ③⑥)-⑮
	含買桑	④⑦ = [④⑥ 又は ③⑥ の多い 方] -B .	.	(⑮- ④⑦)-⑮
	分割評価による 修正	④⑧=④⑦+ ⑤⑦ .	.	④⑨ = (⑮- ④⑧) - ⑮
	最終決定	除買桑	⑤①	.
含買桑		⑤②=⑤①-C	⑤③ .	(⑮- ⑤②)-⑮
分割評価による 修正		⑤④=⑤② +⑤⑦ .	⑤⑤ .	⑤⑥ = (⑮- ⑤④) - ⑮
総分割減収量			⑤⑦	
⑤⑦ = ②③ + ③② + ④①			.	

- （注意） 1 連合会当初評価高の「収穫量㉚」欄は、組合等が全戸調査（実測又は検見）を行い、連合会が抜取調査（実測又は検見）を行った場合で、連合会が別に組合等に対し出荷数量等調査を行わせたときのみ記入すること。
- 2 「掃立不能・収穫皆無の別」、「調査方法の別」欄には、それぞれ該当するものに○印等を付すこと。
- 3 「減収量」は「基準収穫量」から「収穫量」を差し引いて求めること。また、増収となるときは、△（-）印を付け増収量を記入すること。
- 4 掃立不能に該当する場合は、「共済減収量」に「基準収穫量」の100分の40に相当する数値を記入すること。
- 5 共済事故以外の理由により掃立中止又は全量棄蚕した場合は、収穫皆無として整理し、当該数量を分割する。
- 6 「掃立減少割合」の記入単位はパーセントとし、小数点以下第1位を切捨てて整数とする。「収穫量」、「減収量」の記入単位はキログラムとし、1キログラム未満の端数を生じた場合は小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入する。「共済減収量」の記入単位はキログラムとし、小数点以下第1位を四捨五入して整数とすること。

5 支払共済金等

共済金支払	組合等当初 評 価 高 ④ × ㉞	連合会当初 評 価 高 ㉚ × ㉞
見 込 額	円	円
単位当たり共済金額 ㉞	円	支払共済金 ㉞ × ㉞ 円
被害割合 =	減収量（含買桑） 〔㉝又は㉞〕 基準収穫量⑮	%

平成 年産 畑作物共済組合等抜取調査野帳
(蚕 繭)

蚕繭 (蚕期)		評価地区名		抜取調査月日		月	日	評価者印				
組 合 員 等		共済箱数	基 準 収 繭 量	主 要 災 害 名	組合等抜取調査						全戸調査	
					簇 の 種 類	総簇数	平均簇当たり 収 繭 量	見 込 収繭量	分 割 減収量	左の事由	見 込 収繭量	分 割 減収量
1		箱	kg				kg	kg	kg		kg	kg
		.					.	.	.		.	.
2							.		.		.	.
		.					.	.	.		.	.
3							.		.		.	.
		.					.	.	.		.	.
4							.		.		.	.
		.					.	.	.		.	.
5							.		.		.	.
		.					.	.	.		.	.
6							.		.		.	.
		.					.	.	.		.	.
7							.		.		.	.
		.					.	.	.		.	.
合 計								A	.		B	.
		.						.	.		.	.

平 均 簇 当 た り 収 繭 量 算 出 の 基 礎						
1	2	3	4	5	6	7

抜取組合員 等 数	抜取共済 箱 数	抜 取 調 査 見 込 収 繭 量	全 戸 調 査 見 込 収 繭 量	収繭量比 $\frac{A}{B} \times 100$	決定平均 修 正 率
	箱	A kg	B kg	%	%
	.	.	.	.	.

(組合等抜取調査上の注意)

1 抜取組合員等

組合等の行った全戸調査(実測又は検見による調査)の対象となった組合員等のうち5組合員等以上を任意抽出することを原則とし、被害の態様により抜取数を増加すること。

2 損害評価の時期

できるだけ農家の繭外しの日がよいが、調査労力の配分上の都合や農家の繭外しは何日かにわたる場合も考えられるので、繭外し前に調査することもやむを得ない。

3 調査事項と調査方法

(1) 総簇数

簇の種類規格ごとに上簇に用いた簇数を実測する。総簇数欄の数値に調査誤差があると、その結果、偏りの決定的な原因となるので農家からも聴取りを行い確認すること。

(2) 抜取簇数

おおむね次の基準によること。

種 類 \ 総 簇 数	50枚まで	51～100	101～200	201以上
回 転 簇	5	6	7	8
改 良 簇	6	7	8	9
在 来 簇	7	8	9	10

(3) 抜取簇

簇の種類規格ごとに任意抽出を行う。

(4) 見込収繭量

見込収繭量＝総簇数×平均簇当たり収繭量

平均簇当たり収繭量は、原則として一簇ごとに収繭量をはかり、これから抜取簇の平均値を算出して得た数値とする。

4 平均簇当たり収繭量は、小数点以下第3位まで、共済箱数は小数点以下第2位まで、見込収繭量、分割減収量、収繭量比及び決定平均修正率は小数点以下第1位まで、基準収繭量及びその他の事項の数値は整数値を記入することとし、それ未満の数値は四捨五入すること。

<u>買 桑 証 明 書</u>	
〇〇市町村〇〇 買 受 人 殿	年 月 日 〇〇市町村〇〇 売 渡 人 印
〇〇蚕期桑として下記の数値を売渡したことを証明します。 (ただし、〇〇〇、〇〇〇)	
記	
桑 量	kg
売渡金額	円

- (注意) 1 仲買人の手を経て購入したものについては、仲買人を通じて必ず売渡人の署名又は記名と捺印をもらうこと。
- 2 ただし書きは、条桑、全芽又は正葉の別及び当該買桑の使用時の蚕児の令期を記入すること。

(以下、組合等において計算)

買桑証明書のただし書きが、条桑又は正葉の場合は次の換算率により全芽量に換算する。

条桑の全芽換算率 5 0 %、正葉の全芽換算率 1 1 5 %

ただし、換算率は、桑の品種、蚕期等によって異なることがあるので、上記の換算率を適用できない場合は連合会又は特定組合が農業試験場等の関係機関の意見を聴いて定める換算率によるものとする。

買桑証明書の桑量×換算率＝換算全芽量 kg

(小数点以下第 1 位を四捨五入して整数を記入する。)

様式第30号の1

平成 年産 畑作物共済組合等当初評価高報告書(定期報告)

県(都道府)農業共済組合連合会
会長理事 殿

(蚕 繭)

第 号
平成 年 月 日
農業共済組合

平成 年産 畑作物共済の組合等当初評価高について、下記のとおり決定したので損害高の認定を申請します。

組合長理事 印
市町村長 印

組合等番号		畑作物区分(共済目的の種類等)		共済責任期間による種別		小蚕期区分の有無		保険割合		
引受戸数		共済箱数	基準収繭量	共済金額		共済金支払見込額		保険金支払見込額		
実 戸		箱	kg	円		円		円		
被害箱数等		被害程度別	収繭皆無	2割超過 10割未満	掃立不能	計	2割以下	合計	2割超過 被害戸数	
被 害 箱 数		除買桑	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	除買桑	
		含買桑	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	実 戸	
基 準 収 繭 量		除買桑	kg	kg	kg	kg	kg	kg	2割以下 kg	
収 繭 量		除買桑	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱		
減 収 量		除買桑	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	含買桑 実 戸	
		含買桑	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱		
共 済 減 収 量		除買桑	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	計 kg	
		含買桑	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱		
分割評価による修正後	被害箱数	含買桑	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	分割修正後 実 戸	
	共済減収量	含買桑	kg	kg	kg	kg	kg	kg		
災 害 の 種 類			蚕 児					桑 葉		
発 生 月 日		〇〇蚕繭								
		〇〇蚕期								
		〇〇蚕期								
		指定なし								
終 了 月 日		〇〇蚕繭								
		〇〇蚕期								
		〇〇蚕期								
		指定なし								
災 害 の 種 類 別 減 収 量		〇〇蚕繭	. kg	. kg	. kg	. kg	. kg	. kg	. kg	. kg
		〇〇蚕期	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱
		〇〇蚕期	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱
		指定なし	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱
災 害 の 状 況										

- (注意)
- 1 この報告書は、畑作物区分（共済目的の種類等）ごと、共済責任期間による 種別ごとに作成すること。
 - 2 小蚕期別共済を実施している組合等にあつては、「畑作物共済組合等当初評価 高小蚕期別内訳書」（様式第30号の2）を添付すること。
 - 3 「小蚕期区分の有無」欄には、小蚕期区分の「有」、「無」を記入すること。ただし、小蚕期別共済を実施している地域と実施していない地域が混在している組合等にあつては、「混在」と記入すること。
 - 4 「共済金支払見込額」は、分割評価による修正後の「含買桑」による金額を 算出して記入すること。
 - 5 被害箱数等の「除買桑」の「2割以下」欄には、「除買桑」では2割以下被害であるが、「含買桑」では2割超過被害となる組合員等について記入すること。
 - 6 「分割評価による修正後」の「被害箱数」の「2割以下」欄には、分割評価によって共済金支払対象外となった者の共済箱数を記入すること。
 - 7 分割評価による修正前において「収繭皆無」として区分した組合員等が、分割評価の対象となったものの共済の支払対象となる場合については、「分割評価による修正後」においても「収繭皆無」として区分すること。
 - 8 買桑量の「2割超過」欄には、「除買桑」で2割超過被害となった組合員等の買桑量の合計を、「2割以下」欄には、「除買桑」では2割以下被害であるが「含買桑」では2割超過被害となる組合員等の買桑量の合計を記入すること。
 - 9 分割評価の「対象戸数」欄には、被害割合（含買桑、分割前）が2割超過となる組合員等のうち分割評価による修正を行った組合員等数を記入し、「対象共済箱数」及び「分割減収量」欄は、当該組合員等に係る数値を記入すること。
 - 10 「〇〇蚕繭」欄には、春蚕繭、初秋蚕繭又は晩秋蚕繭、「〇〇蚕期」欄にはそれぞれの共済目的の種類等に対応する小蚕期区分を記入すること。
 - 11 組合等の全域にわたって小蚕期指定を受けている場合は「〇〇蚕繭」及び「〇〇蚕期」欄に、地域指定を全く受けていない場合は「〇〇蚕繭」欄に、組合等の一部の地域について地域指定を受けている場合は「〇〇蚕繭」、「〇〇蚕期」及び「指定なし」欄に記入すること。
 - 12 「災害の種類」欄には、軟化病、硬化病、凍霜害、潮風害等と具体的に記入すること。
 - 13 「災害の種類別減収量」欄には、被害割合（含買桑、分割前）が2割超過となった組合員等の災害の種類別減収量の合計を記入すること。なお、2以上の災害を被った組合員等については、それらの災害による減収量の合計を被害割合の最も大きい災害の欄にまとめて記入する。
 - 14 「災害の状況」欄には、災害の発生経過、災害によって生じた蚕児の被害状況、桑葉の損傷状況、損害防止の概況その他必要事項を記入すること。
 - 15 「被害箱数」及び「対象共済箱数」は小数点以下第2位まで、「収繭量」、「減収量」、「分割減収量」は小数点以下第1位まで、「基準収繭量」及び「共済減収量」は整数値を記入すること。
 - 16 この報告書は、第1章第5節第3の2の（2）の連合会が定める期日までに提出すること。

平成 年産 畑作物共済損害評価取りまとめ表
(蚕 繭)

畑作物区分（共済目的の種類等）					共済責任期間による種別				小蚕期区分				組 合 等 名			
地区名	組 合 員 等 氏 名	共 済 箱 数	基 準 収 繭 量 ①	収 繭 量 ②	組 合 等 の 当初評価高 共済減収量 (除買桑) ③=(①-②) -①×0.2	組 合 等 の 決 定 買 桑 量 ④	箱 当 た り 基 準 給 桑 量 (掃 立 から上簇 まで) ⑤	買 桑 量 の 箱 換 算 数 量 ⑥=④÷⑤	実 掃 立 共 済 箱 数 又 は 飼 育 継 続 箱 数 ⑦	実箱当たり 収 繭 量 ⑧ = — ⑦	買 桑 量 の 繭 換 算 数 量 ⑨=⑥×⑧	組 合 等 の 当初評価高 共済減収量 (含買桑) ⑩=①-②+⑨ -①×0.2	分割減収量 ⑪	分割評価によ る修正共済減 収量 ⑫ = ①-②+⑨-⑪ -①×0.2		
		箱	kg	kg	kg	kg	kg	箱	箱	kg	kg	kg	kg	kg		
		.		.				.	.	.	.		.			
		.		.				.	.	.	.		.			
		.		.				.	.	.	.		.			
		.		.				.	.	.	.		.			
		.		.				.	.	.	.		.			
		.		.				.	.	.	.		.			
		.		.				.	.	.	.		.			
		.		.				.	.	.	.		.			
		.		.				.	.	.	.		.			
		.		.				.	.	.	.		.			
		.		.				.	.	.	.		.			

(注意) 1 この表は、特定組合以外の組合等にあつては、連合会から提出を求められたとき、「畑作物共済組合等当初評価高報告書」(様式第 3 0 号の 1) の添付資料として「損害評価野帳」(様式例第 2 6 号の 2 及び 3) から取りまとめること。

2 特定組合にあつては、「畑作物共済特定組合当初評価高報告書」(様式第 4 1 号) の取りまとめに際して、必要に応じて「損害評価野帳」(様式例第 4 0 号の 2 及び 3) から取りまとめること。また、収繭期の調査において実測又は検見による調査を行ったが、出荷数量等による修正を行った組合員については、「収繭量」欄の記入に当たり、当該修正後の数値を記入するが、当該数値の下に当該修正前の数値も合わせて () を付して記入すること。

平成 年産 蚕繭の組合等修正評価高報告書
(蚕 繭)

県(都道府)農業共済組合連合会
会長理事 殿

第 号
平成 年 月 日
農業共済組合

平成 年産 蚕繭の組合等修正評価高について、下記のとおり取りまとめたので報告します。

組合長理事
市町村長

組合等番号		畑作物区分(共済目的の種類等)		共済責任期間による種別		小蚕期区分の有無		保険割合						
引受戸数		共済箱数	基準収繭量		共済金額		共済金支払見込額		保険金支払見込額					
実 戸		箱	kg		円		円		円					
被害箱数等			被害程度別		収繭皆無	2割超過 10割未満	掃立不能	計	2割以下	合計	2割超過 被害戸数	買桑量	分割評価	
					箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱	除買桑	2割超過	対象戸数
被 害 箱 数			除買桑		箱	箱	箱	箱	箱	箱	除買桑	kg	実 戸	
			含買桑		箱	箱	箱	箱	箱	箱	実 戸			
基 準 収 繭 量			除買桑		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg			
収 繭 量			除買桑		箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱	2割以下	対象共済箱数	
減 収 量			除買桑		箱	箱	箱	箱	箱	箱	含買桑	kg	箱	
			含買桑		箱	箱	箱	箱	箱	箱	実 戸			
共 済 減 収 量			除買桑		箱	箱	箱	箱	箱	箱	含買桑		計	分割減収量
			含買桑		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	実 戸	kg	kg
分割評価によ る修正後	被害箱数		含買桑		箱	箱	箱	箱	箱	箱	分割修正後			
	共済減収量		含買桑		kg	kg	kg	kg	kg	kg	実 戸			
災 害 の 種 類			蚕 児						桑 葉					
発 生 月 日			〇〇蚕繭											
			〇〇蚕期											
			〇〇蚕期											
			指定なし											
終 了 月 日			〇〇蚕繭											
			〇〇蚕期											
			〇〇蚕期											
			指定なし											
災 害 の 種 類 別 減 収 量			〇〇蚕繭		kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
			〇〇蚕期		箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱
			〇〇蚕期		箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱
			指定なし		箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱
災 害 の 状 況														

- (注) 1 この報告書は、収穫期の調査において実測又は検見による調査を行った組合等（一部の組合員等について実測又は検見による調査を実施した場合を含む）において、第3章第3節第3の2の（3）のイ又はウの規定に基づき、連合会による平均修正率の指示を受けた場合（平均修正率100%の場合を除く。）又は連合会が出荷数量等による修正を行う場合に取りまとめて、連合会が定める期日までに報告すること。
- 2 記入に当たっては、「畑作物共済組合等当初評価高報告書」（様式第30号の1）の注意書きに準ずること。なお、「畑作物共済組合等当初評価高報告書」と比べ変更がない項目については、連合会と相談の上、当該項目の記入を省略することができる。

平成 年産 畑作物共済組合等当初評価高小蚕期別内訳書

小蚕期 区 分	引受戸数	共済箱数	基準収繭量	共済金額	共済金支払見込額	保険金支払見込額	組合等番号					
	戸	箱	kg	円	円	円						
○ ○ 蚕 期	被害程度別		収繭皆無	2割超過 10割未満	掃立不能	計	2割以下	合計	2割超過 被害戸数	買桑量	分割評価	
	被害箱数等		除買桑	箱	箱	箱	箱	箱	箱	2割超過	対象戸数	
	被害箱数		含買桑	箱	箱	箱	箱	箱	除買桑	kg	戸	
	基準収繭量		除買桑	kg	kg	kg	kg	kg	戸	2割以下	対象共済箱数	
	収 繭 量		除買桑	箱	箱	箱	箱	箱				
	減収量		除買桑	箱	箱	箱	箱	箱				
	共済減収量		含買桑	箱	箱	箱	箱	箱	含買桑	kg	箱	
	分割評価に よる修正後		被害箱数	箱	箱	箱	箱	箱	箱	戸	計	分割減収量
	共済減収量		含買桑	kg	kg	kg	kg	kg	kg			
	小蚕期 区 分	引受戸数	共済箱数	基準収繭量	共済金額	共済金支払見込額	保険金支払見込額					
	戸	箱	kg	円	円	円						
○ ○ 蚕 期	被害程度別		収繭皆無	2割超過 10割未満	掃立不能	計	2割以下	合計	2割超過 被害戸数	買桑量	分割評価	
	被害箱数等		除買桑	箱	箱	箱	箱	箱	除買桑	2割超過	対象戸数	
	被害箱数		含買桑	箱	箱	箱	箱	箱	戸	kg	戸	
	基準収繭量		除買桑	kg	kg	kg	kg	kg				
	収 繭 量		除買桑	箱	箱	箱	箱	箱				
	減収量		除買桑	箱	箱	箱	箱	箱	含買桑	kg	箱	
	共済減収量		含買桑	箱	箱	箱	箱	箱	戸	計	分割減収量	
	分割評価に よる修正後		被害箱数	箱	箱	箱	箱	箱				箱
	共済減収量		含買桑	kg	kg	kg	kg	kg				
	小蚕期 区 分	引受戸数	共済箱数	基準収繭量	共済金額	共済金支払見込額	保険金支払見込額					
	戸	箱	kg	円	円	円						
指 定 な し	被害程度別		収繭皆無	2割超過 10割未満	掃立不能	計	2割以下	合計	2割超過 被害戸数	買桑量	分割評価	
	被害箱数等		除買桑	箱	箱	箱	箱	箱	除買桑	2割超過	対象戸数	
	被害箱数		含買桑	箱	箱	箱	箱	箱	戸	kg	戸	
	基準収繭量		除買桑	kg	kg	kg	kg	kg				
	収 繭 量		除買桑	箱	箱	箱	箱	箱				
	減収量		除買桑	箱	箱	箱	箱	箱	含買桑	kg	箱	
	共済減収量		含買桑	箱	箱	箱	箱	箱	戸	計	分割減収量	
	分割評価に よる修正後		被害箱数	箱	箱	箱	箱	箱				箱
	共済減収量		含買桑	kg	kg	kg	kg	kg				

(A4判 横)

(注意) 1 この内訳書は、小蚕期別共済を実施している組合等において作成すること。
2 記入に当たっては、「蚕繭の組合等修正評価高報告書」(様式第32号の1)の注意書きに準ずること。

平成 年産 畑作物共済損害評価書
(蚕 繭)

農業共済組合
市 町 村

組合等番号		畑作物区分（共済目的の種類等）			共済責任期間による種別		保険割合				
〇〇蚕繭	単位当たり共済金額	引受戸数	共済箱数	基準収繭量	共済金額	共済金支払対象			支払共済金	支払保険金	平均被害割合
						被害戸数	被害箱数	共済減収量			
	合計	実戸	. 箱	kg	円	実戸	. 箱	kg	円	円	
	円						.				
							.				
〇〇蚕期	小計		.				.				① 被害戸数／引受戸数
							.				② 被害箱数／共済箱数
							.				③ 支払共済金／共済金額
							.				
							.				
〇〇蚕期	小計		.				.				① . %
							.				② . %
							.				③ . %
							.				
							.				
指定なし	小計		.				.				① . %
							.				② . %
							.				③ . %
							.				
							.				

(A 4 判 横)

- (注) 1 この評価書は、畑作物区分（共済目的の種類等）ごと、共済責任期間による種別ごとに作成すること。
- 2 「〇〇蚕繭」には春蚕繭、初秋蚕繭又は晩秋蚕繭、「〇〇蚕期」には、小蚕期別共済を実施している組合等にあつては、それぞれその共済目的の種類等に対応する小蚕期区分を記入すること。
- 3 小蚕期別共済を実施している組合等にあつては、「〇〇蚕期」欄に記入し、合計を「〇〇蚕繭」欄に記入する。ただし、「〇〇蚕繭」欄の「共済金支払対象被害戸数」は実戸数を記入する。また、組合等の一部地域について小蚕期別共済を実施していない場合は、その地域について「指定なし」欄に記入すること。
- 4 「損害評価野帳」（様式第 2 6 号の 2 及び 3）をもとに、単位当たり共済金額別に単位当たり共済金額の高い順に記入すること。
- 5 「共済減収量」は、含買桑によること。
- 6 「支払保険金」は、「支払共済金」の合計に保険割合を乗じて得た額を記入すること。
- 7 「支払共済金」及び「支払保険金」の算出に当たっては、円未満の端数を切り捨てること。
- 8 「共済箱数」及び「被害箱数」は小数点以下第 2 位まで、「基準収繭量」及び「共済減収量」は整数値を記入することとし、それ未満の数値は四捨五入すること。「平均被害割合」は、小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位までとする。

様式第 3 9 号

農 林 水 産 大 臣

殿

平成 年 第 号
月 日
県（都府）農 業 共 済 組 合
組 合 長 理 事

平成 年 産 畑 作 物 共 済 損 害 通 知 書（第 回 速 報）
（ 蚕 繭 ）

（ 月 日 現在 ）

畑作物区分（共済目的の種類等）		共済責任期間による種別			計	2割以下	合 計
被害程度別	7割以上	7割未満 5割以上	5割未満 2割超過	掃立不能			
被害桑園面積	a	a	a		a	a	a
被害箱数	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱
基準収繭量	kg	kg	kg	kg	① kg	kg	kg
減収量	kg	kg	kg	kg	② kg	平均単位当たり共済金額③ 円	
共 済 減 収 量 ④ = ② - (① × 0.2)	kg	被害戸数			共済金支払見込額 千円		
		2割超過	2割以下	合 計	保険金支払見込額 千円		
		実 戸	実 戸	実 戸	再保険金支払見込額 千円		
災 害 の 種 類	蚕 児				桑 葉		
発生月日							
終了月日							
被害地区名							
災害の状況							

（ A 4 判 横 ）

- （注意） 1 特定組合は、被害発生都度、組合員等からの「損害通知書」（様式例第 4 0 号 1、2 及び 3）及び概況調査の結果を取りまとめて報告すること。
- 2 小蚕期別共済を実施している場合の被害戸数は、実戸数を記入すること。
- 3 被害程度別の「被害桑園面積」、「被害箱数」、「基準収繭量」及び「減収量」は、既に「損害通知書」で報告済みの被害も含めて回復状況又は進行状況をも勘案して、現時点において集計し、記入すること。記入数値は「含買桑」によるものとし、小数点以下第 1 位を四捨五入して整理すること。被害箱数は組合員等ごとの共済箱数を集計して記入すること。被害桑園面積は、組合員等ごとの被害程度別桑園面積を集計して記入すること。
- 4 「減収量」欄は、基準収繭量に、被害程度別に次の中央値を乗じて算出すること。7割以上は 85%、7割未満 5割以上は 60%、5割未満 2割超過は 35%、掃立不能は 60%。
- 5 「災害の種類」欄には、軟化病、膿病、凍霜害等と具体的に記入すること。
- 6 「被害地区名」欄には、旧市町村名又は大字名等を具体的に記入すること。
- 7 「災害の状況」欄には、災害の発生経過、災害によって生じた蚕児の被害状況、桑葉の損傷状況、損害防止の概況その他必要事項を記入すること。

平成 年産 畑作物共済組合員損害通知書・損害評価野帳（桑葉被害用）

〔 蚕 繭 （ 蚕 期 ） 〕

- （お願い） 1 桑園に被害を受けたときは、※印欄に必要な事項を記入して共済連絡員を通じて農業共済組合に提出して下さい。
- 2 10アール当たり平年収桑量の欄には、該当する収穫方法（条桑、全芽等）を左肩に記入して下さい。

組合員等番号		地区名		組合員等氏名	
災害の種類		災害発生日	蚕児の令期	災害の発生直前に必要とした買桑量	申告月日
※		※ 月 日	※	※ kg	※ 月 日

現地評価

被 害 桑 園			損害評価〔評価月日 月 日 評価者印 〕						
(ここは、組合又は役場が記入しますから、記入しないでください。)									
地名地番	桑園面積 ①	10アール 当 たり 平 年 収 桑 量	10アール当たり基準収桑 量（被害発生直前）		基 準 収 桑 量 ④=①× 〔②又は③〕	被害割合		減収桑量 ⑦=④× 〔⑤又は⑥〕	収桑見込量 ⑧=④-⑦
			評価者 ②	修正後 ③		評価者 ⑤	修正後 ⑥		
	a	※ kg	kg	kg	kg	%	%	kg	
無被害桑園									
合 計					Σ ④	Σ ⑦ / Σ ④		Σ ⑦	⑧=Σ ④-Σ ⑦ kg

- （注意） 1 小蚕期別共済を実施している特定組合にあっては、小蚕期区分ごとに作成すること。
- 2 特定組合は、現地評価に先だって、損害通知のあった桑園について、加入申込書と照合し、無被害桑園について圃場別内訳を記入すること。
- 3 「10アール当たり基準収桑量」は、当該被害がないとすれば収穫期に収穫が見込まれる数量とする（10アール当たり基準収桑量から被害発生直前までの収桑量を差し引いたもの）。
- 4 「10アール当たり基準収桑量」及び「被害割合」の「修正後」は、抜取調査を行った場合で、評価者のそれを修正するときに記入する。

平成 年産 畑作物共済組合員損害通知書・損害評価野帳（蚕児被害、収繭期用）

〔 蚕繭（ 蚕期）〕

（お願い） 蚕児や桑園に被害が発生し、基準収繭量の8割に満たない収繭量になると判断されるときは、※印欄に必要な事項を記入して共済連絡員を通じて農業共済組合に提出してください。

組合員等番号		地区名		組合員等氏名	
飼育場所	掃立月日	収繭（予定）月日	災害の種類	災害発生日	蚕児の令期
※	月 日	※ 月 日	※	※ 月 日	※ 令 日
					買桑の有無
					※ 有 無
					出荷先機関名
					※
					申告月日
					※ 月 日

1 蚕児被害用

災害の種類	調査時の令期	被害割合	被害状況			飼育中の管理	分割減収量	分割事由
	令 日	%	り病割合	棄蚕割合	その他	良 中 否	③② kg	
			%	%	%			
							評価月日	評価者印

2 収繭期用

(1) 出荷数量等調査

繭売買業者提示数量	組合員等聴取り	見込収繭量	収繭期における共済事故の確認	
③③ kg	③④ kg	③⑤ kg	共済事故名	被害割合
				%

(2) 全戸調査（実測 又は 検見：該当方法に○を付す。）

族 種	規格	総族数	標 本 族 数	標 本 族 の				見込収繭量	④① = ③⑥ × ③⑨	修正後	評価月日	評価者印
				繭粒数	単繭重	合計	平均	総収繭量				
		③⑥	③⑦	合計	平均	合計	平均	③⑧ kg	③⑨ = ③⑧ ÷ ③⑦			
A 回転族								. kg	. kg	. kg		
B								. kg	. kg	. kg		
C								. kg	. kg	. kg		
D								. kg	. kg	. kg		
計								. kg	. kg	. kg		

平均族当たり収繭量（繭粒数）の算出基礎

A	B	C	D
---	---	---	---

(3) 分割減収量の調査

分割減収量	上族中の管理	分 割 理 由	備 考
. kg	良 中 否		

3 損害評価結果の取りまとめ

(1) 引受内容

共 済 箱 数	④④	. 箱
基準収繭量	④⑤	kg
基準収繭量の20/100	④⑥ = ④⑤ × 0.2	. kg

(2) 収繭期の損害評価結果

調査方法の別		出荷数量等調査	収繭皆無	
		全戸調査		
		出荷数量等調査	収繭量(kg)	減収量(kg)
		又は 全戸調査	④⑤ 又は ④⑥	④⑦ = ④⑤ 又は ④⑥ - ④⑧
特 定 組 合 当 初 評 価	平均修正率による修正	④②	. kg	(④⑤ - ④②) - ④⑧
	出荷数量等による修正	④③	. kg	(④⑤ - ④③) - ④⑧
	分割評価による修正	④④ = [④② 又は ④③ の多い方] + ④⑤	. kg	④⑤ = (④⑤ - ④④) - ④⑧
最 終 決 定	最終認定による決定	④⑥	④⑦	(④⑤ - ④⑥) - ④⑧
	分割評価による修正	④⑩ = ④⑥ + ④⑨	④⑪	④⑫ = (④⑤ - ④⑩) - ④⑧
総分割減収量		④⑪ = ④⑩ + ④⑪	④⑫	

- (注意) 1 「修正後」欄は、現地調査要領の規定に基づき、繭乾燥歩留り率による修正を行ったときに記入する。
2 特定組合当初評価高の「収繭量④⑤」欄は、全戸調査（実測又は検見）を行い、別に出荷数量等調査を行ったときのみ記入すること。
3 「収繭皆無」欄には収繭皆無の場合、「調査方法の別」欄には該当するものに、○印等を付すこと。
4 「減収量」は「基準収繭量」から「収繭量」を差し引いて求めること。
5 共済事故以外の理由により全量棄蚕した場合は収繭皆無として整理し、当該数量を分割する。
6 「収繭量」、「減収量」の記入単位はキログラムとし、1キログラム未満の端数を生じた場合は小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入する。「共済減収量」の記入単位はキログラムとし、小数点以下第1位を四捨五入して整数とすること。

(3) 支払共済金等

共済金支払	特定組合当初評価高
見込額	④⑤ × ④⑥
	円
単位当たり共済金額	支払共済金
④⑦	④⑧ × ④⑥
円	円
被害割合 =	減収量 [④⑦ 又は ④⑧] / 基準収繭量 ④⑤
	%

様式例第40号の3

平成 年産 畑作物共済組合員損害通知書・損害評価野帳（桑葉被害、蚕児被害、
収繭期用）〔 蚕繭（ 蚕期）〕

（お願い） 蚕児や桑園に被害が発生し、基準収繭量の8割に満たない収繭量になると判断されるときは、※印欄に必要な事項を記入して共済連絡員を通じて農業共済組合に提出してください。

組合員等番号		地区名		組合員等氏名				
掃立月日	収繭（予定）月日		災害の種類	災害発生日	蚕児の令期	買桑の有無	出荷先機関名	申告月日
※ 月 日	※ 月 日		※	※ 月 日	※ 令 日	※ 有 無	※	※ 月 日

1 実掃立共済箱数等の調査

被害発生直前に必要 とした買桑量 ⑨=⑪-Σ④	実 掃 立 共 済 箱 数 ⑩	飼育継続箱数 ⑪	箱当たり基準給桑量	
			掃立から上簇まで ⑫	被害発生時の令期 から上簇まで ⑬
kg	箱	箱	kg	kg

2 桑葉被害の損害評価結果

共 済 箱 数	⑭	箱
基準収繭量	⑮	kg
基準収繭量の20/100	⑯=⑮×0.2	kg
被害発生前の必要桑量	⑰=⑭×⑬	kg
収桑見込量（総量）	⑱=⑧+⑨	kg
掃立可能箱数又は飼	⑲=⑱÷⑬	箱
育継続可能箱数（端数切捨て後）	⑳	箱
掃立減少割合	㉑=（⑭-⑲又は⑳）÷⑭	%
分割箱数	㉒= $\left[\begin{array}{l} ⑰ \text{又は} ⑭ \\ \text{の少ない方} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} ⑩ \text{又は} \\ \text{は} ⑪ \end{array} \right]$	箱
分割減収量	㉓ = ㉒ × ⑮ / ⑭	kg

3 買桑量の評価結果

買桑関係	飼育必要桑量	㉔ = ⑬ × ⑩ 又は ⑪	kg		
	必要買桑量	㉕ = ㉔ - ⑰	kg		
	実買桑量	㉖	kg		
	分割買桑量	㉗	kg		
買桑量繭換算		買桑量 ㉘	左の箱 換算数量 ㉙ = ㉘ ÷ ⑫	実箱当たり 収 繭 量 ㉚	買桑量繭 換算数量 ㉛ = ㉚ × ㉙
	特定組合 当初評価 高	〔㉕ 又は ㉖ の少ない方〕 - ㉗ kg	箱 .	〔 ㉙ 又は ㉚ の多 い方 〕 ÷ 〔 ⑩ 又は ⑪ 〕 kg	A kg
	最終決定	kg	箱 .	㉛ ÷ 〔 ⑩ 又は ⑪ 〕 kg	B kg

4 収繭期の損害評価結果

掃立不能・収繭皆無の別		掃立不能		収繭皆無	
調査方法の別		出荷数量等調査		全戸調査	
		収繭量(kg)	減収量(kg)	共済減収量(kg)	
出荷数量等 の調査又は 全戸調査		⑳又は㉑	.	(⑮- ㉓ 又は㉑) - ⑮	
特 定 組 合 当 初 評 価 高	除買桑	.	.	(⑮- ㉔) - ⑮	
	平均修正率に よる修正	㉒	.	(⑮- ㉒) - ⑮	
	出荷数量等 による修正	㉓	.	(⑮- ㉓) - ⑮	
	含買桑	㉔=〔㉒又は ㉓の多い 方〕-A	.	(⑮- ㉔) - ⑮	
最 終 決 定	分割評価による 修正	㉕=㉔+ ㉓	.	㉖ = (⑮- ㉕) - ⑮	
	除買桑	㉖	.	(⑮- ㉖) - ⑮	
	含買桑	㉗=㉖ - B	㉘	(⑮- ㉗) - ⑮	
最 終 決 定	分割評価による 修正	㉙=㉗+㉓	㉚	㉛ = (⑮- ㉙) - ⑮	
	総分割減収量 ㉜ = ㉓ + ㉚ + ㉛		㉜		

5 支払共済金等

共済金支払	特 定 組 合 当 初 評 価 高 ㉜ × ㉝	
見 込 額	円	
単位当たり共済金額 ㉞	支払共済金 ㉞ × ㉞	
円	円	
減収量（含買桑） 〔㉙又は㉚〕		%
被害割合 = $\frac{\text{減収量}}{\text{基準収繭量⑮}}$		.

- （注意） 1 特定組合当初評価高の「収繭量㉜」欄は、全戸調査（実測又は検見）を行い、別に出荷数量等調査を行ったときのみ記入すること。
- 2 「掃立不能・収繭皆無の別」、「調査方法の別」欄には、それぞれ該当するものに○印等を付すこと。
- 3 「減収量」は「基準収繭量」から「収繭量」を差し引いて求めること。また、増収となるときは、△（-）印を付け増収量を記入すること。
- 4 掃立不能に該当する場合は、「共済減収量」に「基準収繭量」の100分の40に相当する数値を記入すること。
- 5 共済事故以外の理由により掃立中止又は全量棄蚕した場合は、収繭皆無として整理し、当該数量を分割する。
- 6 「掃立減少割合」の記入単位はパーセントとし、小数点以下第1位を切捨てして整数とする。「収繭量」、「減収量」の記入単位はキログラムとし、1キログラム未満の端数を生じた場合は小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで記入する。「共済減収量」の記入単位はキログラムとし、小数点以下第1位を四捨五入して整数とすること。

平成 年産 畑作物共済特定組合当初評価高報告書（定期報告）
(蚕 繭)

農林水産大臣 殿

平成 年産 畑作物共済の特定組合当初評価高について、下記のとおり決定したので報告します。
併せて、損害高の認定を申請します。

第 号
平成 年 月 日
県（都府）農業共済組合
組合長理事 印

畑作物共済保険区分			共済目的の種類等									
引受戸数		基準収繭量	共済箱数	共済金額		通常標準被害額	共済金支払見込額			保険金支払見込額		
実 戸		kg	. 箱	円		円	円			円		
特定組合当初評価高	被害程度別 被害箱数等		収繭皆無	2割超過 10割未満	掃立不能	計	2割以下	合 計	2割超過 被害戸数	買桑量	分割評価	
			被害箱数	除買桑 含買桑	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	除買桑	2割超過	対象戸数
	基準収繭量	除買桑	kg	kg	kg	kg	kg	kg	延 戸 実	kg	実 戸	
	収 繭 量	除買桑	.	.	.	.	.	.				
	減 収 量	除買桑	.	.	.	.	.	.	含買桑	2割以下	対象共済箱数	
		含買桑	.	.	.	.	.	.				
	分割評価による修正後	被害箱数	除買桑						実 戸	kg	.	
			含買桑	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱	. 箱				分割修正後
		共 済 減 収 量	除買桑							実 戸	kg	.
			含買桑	kg	kg	kg	kg	kg				
災 害 の 種 類			蚕 児						桑 葉			
災害の種類別減収量			kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
被 害 地 区 名												
災 害 の 状 況												

- (注) 1 この報告書は、畑作物共済保険区分ごとに作成すること。
- 2 この報告書には、通常災害の場合においては、全戸調査（実測又は検見）を行ったときは「特定組合抜取調査成績検討経過表（蚕繭）」（現地調査要領様式8号）を添付し、異常災害の場合においては、併せて「市町村別養蚕業務統計」（様式第37号の1）及び「蚕繭の特定組合組合員等別取りまとめ表」（様式第42号）を添付すること。
- 3 損害高について農林水産大臣の認定を必要としない場合には、「併せて、損害高の認定を申請します。」を2本線等により消すこと。
- 4 「共済金支払見込額」等の金額は、分割評価による修正後の含買桑による金額を算出して記入すること。
- 5 小蚕期別共済を実施している特定組合にあっては、「2割超過被害戸数」は小蚕期区分ごとの戸数を延べ集計することなく実戸数を記入すること。ただし、除買桑の被害戸数は延戸数も記入すること。
- 6 被害箱数等の「除買桑」の「2割以下」欄には、「除買桑」では2割以下被害であるが、「含買桑」では2割超過被害となる組合員について記入すること。
- 7 「分割評価による修正後」の「被害箱数」の「2割以下」欄には、分割評価によって共済金支払対象外となった組合員について記入すること。
- 8 分割評価による修正前において「収繭皆無」として区分した組合員が、分割評価の対象となったが共済金の支払対象となった場合については「分割評価による修正後」においても「収繭皆無」として区分すること。
- 9 買桑量の「2割超過」欄には、「除買桑」で2割超過被害となる組合員の買桑量の合計を、「2割以下」欄には、「除買桑」では2割以下被害であるが「含買桑」では2割超過被害となる組合員の買桑量の合計を記入すること。
- 10 分割評価の「対象戸数」欄には、被害割合（含買桑、分割前）が2割超過となる組合員のうち分割評価の対象となった組合員数を記入し、「対象共済箱数」及び「分割減収量」欄は、当該組合員に係る数値を記入すること。
- 11 「災害の種類」欄は、軟化病、硬化病、凍霜害、潮風害等と具体的に記入すること。
- 12 「災害の種類別減収量」は、減収量（含買桑）が2割超過となった組合の災害の種類別減収量の合計を記入すること。なお、2以上の災害を被った組合員については、それらの災害による減収量の合計を被害割合の最も大きい災害の欄にまとめて記入すること。
- 13 「災害の状況」欄には、災害の発生経過、災害によって生じた蚕児の被害状況、桑葉の損傷状況、損害防止の概況その他必要事項を記入すること。
- 14 「被害地区名」欄には、旧市町村名又は大字名等を具体的に記入すること。
- 15 「被害箱数」及び「対象共済箱数」は小数点以下第2位まで、「収繭量」、「減収量」、「分割減収量」は小数点以下第1位まで、「基準収繭量」、「共済減収量」及びその他の事項の数値は整数値を記入することとし、それ未満の数値は四捨五入すること。
- 16 この報告書は、第1章第5節第3の3の（2）に定める期日までに農林水産省に提出すること。

平成 年産 蚕繭の特定組合組合員別取りまとめ表（A）
(特定組合が収繭期の損害評価を出荷数量等調査によって行う場合)

共済目的の種類等		小蚕期区分			県（都府）農業共済組合		
組合員名		共済箱数	基準 収 繭 量 (A)	繭売買業者 提示数量 (B)	組 合 員 聴取収繭量 (C)	特定組合当初評価高 共 済 減 収 量 (除買桑、分割前) ((A)－(B)又は (C)の多い方) －(A)×0.2	備 考
		. 箱	kg	. kg	. kg	kg	
		.		.	.		
		.		.	.		
合 計		.		.	.		

- (注意) 1 一部の地域が小蚕期別共済を実施している特定組合にあっては、小蚕期別共済を実施していない地域につき別に作成すること（「小蚕期別区分」欄には「指定なし」と記入）。
- 2 「繭売買取扱業者提示数量」欄及び「組合員聴取収繭量」欄は、掃立不能に該当する組合員については、当該組合員の基準収繭量の100分の40に相当する数値を記入すること。
- 3 「備考」欄には、掃立不能又は買桑に該当する組合員の場合、「掃立不能」又は「買桑」と記入すること。
- 4 「除買桑」（分割前）では2割以下被害であるものの、「含買桑」では2割超過被害となる組合員についても記入すること。この場合、「特定組合当初評価高共済減収量」欄は、「0」と記入する。
- 5 「共済箱数」は小数点以下第2位まで、「繭売買取扱業者提示数量」及び「組合員聴取収繭量」は小数点以下第1位まで、その他の事項の数値は整数値を記入することとし、それ未満の数値は四捨五入すること。

平成 年産 蚕繭の特定組合組合員別取りまとめ表（B）
(特定組合が収繭期の損害評価を実測又は検見による調査によって行う場合)

共済目的の種類等		小蚕期区分		県（都府）農業共済組合		
組合員名	共済箱数	基 収 繭 量 (A)	特定組合当初評価高 に係る収繭量 (除買桑、分割前) (B)	特定組合当初評価高 共 済 減 収 量 (除買桑、分割前) ((A)－(B)) －(A)×0.2	備 考	
	. 箱	kg	. kg	kg		
	.		.			
	.		.			
合 計	.		.			

- (注意) 1 一部の地域が小蚕期別共済を実施している特定組合にあっては、小蚕期別共済を実施していない地域につき別に作成すること（「小蚕期別区分」欄には「指定なし」と記入）。
- 2 「特定組合当初評価高に係る収繭量」欄は、掃立不能に該当する組合員については、当該組合員の基準収繭量の100分の40に相当する数値を記入すること。
- 3 「備考」欄には、掃立不能又は買桑に該当する組合員の場合、「掃立不能」又は「買桑」と記入すること。
- 4 「除買桑」（分割前）では2割以下被害であるものの、「含買桑」では2割超過被害となる組合員についても記入すること。この場合、「特定組合当初評価高共済減収量」欄は、「0」と記入する。
- 5 「共済箱数」は小数点以下第2位まで、「特定組合当初評価高に係る収繭量」は小数点以下第1位まで、その他の事項の数値は整数値を記入することとし、それ未満の数値は四捨五入すること。

平成 年産 畑作物共済損害評価書
(蚕 繭)

平成 年 月 日
県（都府）農業共済組合

畑作物共済保険区分				共済目的の種類等								
項目	単位当 たり共 済金額	引 受 戸 数	共 済 箱 数	基 準 収繭量	共済金額	共済金支払対象			支 払 共済金	平均被害割合		
						被 害 戸 数	被 害 箱 数	共 済 減収量		戸 数	箱 数	金 額
〇〇蚕繭	合 計	実 戸	. 箱	kg	kg	実 戸	. 箱	kg	円	%	%	%
							.					
							.					
							.					
							.					
〇〇蚕期	小 計		.				.			平均被害割合		
							.			戸 数	箱 数	金 額
							.					
							.			%	%	%
							.					
〇〇蚕期	小 計		.				.			平均被害割合		
							.			戸 数	箱 数	金 額
							.					
							.			%	%	%
							.					
指定なし	小 計		.				.			平均被害割合		
							.			戸 数	箱 数	金 額
							.					
							.			%	%	%
							.					

(A 4 判 横)

- (注意) 1 小蚕期別共済を実施していない特定組合にあっては、「〇〇蚕繭」欄に記入すること。
2 「共済金支払対象」の「被害戸数」は、小蚕期区分ごとの戸数を延べ集計することなく実戸数を記入すること。
3 「支払保険金」は、組合等に支払う保険金の合計額を記入すること。
4 「平均被害割合」は、戸数＝被害戸数／引受戸数、箱数＝被害箱数／共済箱数、金額＝支払共済金／共済金額により算出し、パーセントを単位とし、小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位までとする。